

# 石川県公報

令和6年3月4日(月曜日)

号 外

(第12号)

## 目 次

- 公安委員会  
○石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則 1

## 公 安 委 員 会

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和六年三月四日

石川県公安委員会

### 石川県公安委員会規則第二号

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

石川県警察の組織等に関する規則(昭和四十一年石川県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「八課」を「七課」に、「警務課  
人材育成課」を「警務課」に改める。

第三条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 教養資料及び図書に関すること。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第三十一条までを一条ずつ繰り上げる。

第三十二条中「二課」を「三課」に、「警備課」を「警備課  
災害対策課」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十三条を第三十二条とする。

第三十四条第一号中「関すること」の下に「(災害対策課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(災害対策課)

第三十四条 災害対策課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること(災害に関するものに限る)。
- 二 災害の情報収集、実態把握及び分析に関すること。
- 三 災害対策、災害対応及び災害の復旧・復興対策に係る総合的な企画、調整、体制、調査、指導及び実施に関すること。

第四十五条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

- 四 職員に対する教養その他人材の育成に関すること。
- 五 警察術科及び体育に関すること。

附 則

この規則は、令和六年三月二十九日から施行する。

